R5.4 改訂版

先着順による
市有地売却案内書

（令和元年度入札不調物件）

●物件番号１－４(西逸見町二丁目)

【受付期間】

令和３年４月１２日(月)～令和５年９月２９日(金)

購入を希望される方は、この案内書をよく読み、内容を十分把握したうえで、お申し込みください。

横須賀市財務部財務管理課
電話０４６（８２２）９５９３

先着順による市有地売却の概要

申込み

■申込受付期間
令和３年４月 12 日（月）～令和５年９月２９日（金）（土曜日、日曜日、年末年始、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
午前９時～午後５時（正午～午後１時を除く）

■申込受付場所
横須賀市役所１号館５階７番窓口　財務部財務管理課（横須賀市小川町 11 番地）
必要書類を持参してください。（持参のみ受付）

⇩

契約の締結・売買代金の納付

売却決定通知に記載する期限（通知の発送日からおおむね１か月後）までに売買契約を締結しなければなりません。
契約時に全額納付するか、または、契約保証金（売買代金の１割。後日売買代金に充当します。）を納付して、契約締結日から１か月以内に残金を納付してください。

⇩

所有権の移転・引渡し・登記

売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿で物件の引渡しがあったものとします。
所有権移転登記の手続きは、横須賀市が行います。登録免許税等の必要な費用は、買受人の負担となります。
登記が完了次第、買受人に登記識別情報通知をお渡しします。

目　　次

１　売却物件…………………………………………　１
２　売買契約に付す特約…………………………………　１～２
３　申込資格…………………………………………　２
４　申込み…………………………………………　２
５　申込みに必要な書類等……………………………　２～３
６　契約の締結………………………………………　３
７　契約保証金及び売買代金の支払方法…………………　３～４
８　所有権の移転等……………………………………　４
９　その他の注意事項…………………………………　４
○「物件調書（物件番号 1-4）」…………………………　５～７
○「土地売買契約書(案)[契約時全額払用]」………………　８～11
○「土地売買契約書(案)[契約保証金払用]」………………　12～15
○「普通財産譲渡申請書」
○「誓約書」
○「共有者名簿」（共有名義での申込みの場合、譲渡申請書に添付）
○「役員名簿」(法人による申込の場合に添付)

１ 売却物件

物件番号	物件の所在・地番 ［ 用 途 地 域 ］	地目	実測地積(㎡)	売却価格(円)
１－４	横須賀市西逸見町二丁目 17 番４ ［第１種中高層住居専用地域］	宅地	219.84 （公簿 222.75）	658,000

【注】物件の詳細については、物件調書をご覧ください。なお、物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ずご自身において、現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。

２ 売買契約に付す特約

売買契約には次の特約を付しますので、買受人は、所有権移転の日から５年間、この定めを遵守してください。詳しくは、土地売買契約書(案)を参照してください。

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

買受人は売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第６号）第２条第２号に定める暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはいけません。

(2) 実地調査等への協力義務

本市は売買物件の利用状況を確認するため実地を調査し、又は買受人に対して売買物件の利用状況を証する資料の提出若しくは報告を求めることができるものとします。買受人は、正当な理由なくこの実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはいけません。

(3) 義務の承継

買受人は第三者に売買物件を譲渡する場合又は売買物件に使用収益権を設定する場合、当該第三者に(1)及び(2)の義務を書面により承継させなければいけません。なお、当該第三者の義務違反に対する債務は、買受人が負うものとします。

(4) 違約金

(1)及び(3)の義務に違反した場合は売買代金の３割、(2)の義務に違反した場合は売買代金の１割を違約金として徴収します。

ただし、買受人又は売買物件の譲渡を受けた、若しくは使用収益権を得た第三者の責めに帰することができないと本市が認めるときは、この限りではありません。

(5) 返還時の義務

買受人又は売買物件の譲渡を受けた、若しくは使用収益権を得た第三者が義務を履行しないため契約が解除された場合は、本市の指定する期日までに本市が指示す

る状態で売買物件を返還していただきます。

３ 申込資格

個人、法人を問わず申し込みできますが、次に該当する者は申し込みできません。

① 地方自治法施行令第 167 条の４第１項第１号（当該売却に係る契約を締結する能力を有しない者）又は第２号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当する者

② 横須賀市暴力団員排除条例（平成 24 年横須賀市条例第６号）第２条第２号から第５号までのいずれかに該当する者

【注】申込資格の確認を行うため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、その旨ご了承ください。（申込者が法人の場合、役員等を含みます。）

４ 申込み

郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等による申込みはできません。

■ **申込受付期間**	令和３年４月 12 日（月）～ 令和５年９月 29 日（金）（土曜日、日曜日、年末年始、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。） 午前９時～午後５時（正午～午後１時を除く）
■ **申込受付場所**	横須賀市役所１号館５階７番窓口　財務部財務管理課 （横須賀市小川町１１番地） 電話０４６－８２２－９５９３（直通）

【注】申込み前に上記番号へ電話していただき、先客の有無を確認の上、ご来庁ください。受付は直接持参による先着順（先着１者のみ受付）となりますので、電話で先客がないことを確認した場合であっても、窓口に書類を持参された時点で既に受付終了している場合もありますので、その場合はご容赦ください。

【注】各日の受付開始時点（午前・午後とも）又は同日同時刻において複数の購入希望者がいる場合は同着とみなし、くじにより買受人を決定します。

５ 申込みに必要な書類等

(1) 提出書類等

この説明書に添付の「普通財産譲渡申請書」に必要事項を記入・押印（登録印）のうえ、次の書類を各１通添えてお申込みください。提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返しいたしません。

【注】各証明書は、発行日から３か月以内のもの。

① 個人による申込みの場合

■ 誓約書（本案内書に添付のものを使用してください。）
■ 印鑑登録証明書
■ 住民票の写し（本籍・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

【注】住民票の写しとは、電算化された住民基本台帳から直接印字されたものであって、コピー機で複写したものとは違います。

② 法人による申込みの場合
■ 誓約書（本案内書に添付のものを使用してください。）
■ 印鑑証明書
■ 法人登記事項全部証明書（現在事項又は履歴事項）
■ 役員名簿（本案内書に添付のものを使用してください。）

(2) 所有権を共有としたい場合
所有権の共有を希望される場合は、共有予定者全員分の必要書類を添えて、必ず連名でお申込みください。連名でのお申込みは、普通財産譲渡申請書に代表者名を記載し、代表者以外の共有予定者全員について共有者名簿（本案内書に添付のものを使用してください。）に記載し提出してください。
【注】申込書類は、本人以外による持参でも、不備等がなく要件を満たしていれば受け付けいたします。この場合、委任状は必要ありません。
【注】普通財産譲渡申請書・誓約書・共有者名簿・役員名簿の各様式は、本市ウェブサイトからダウンロードできます。
(http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1605/koubai/kyousou/index.html)

６ 契約の締結

購入希望者は、売却決定通知の発送日から**売却決定通知に記載する期限（通知の発送日からおおむね１か月後）までに**別紙様式の売買契約書により契約を締結しなければなりません。
【注】購入希望者が期限までに契約を締結しない場合、売却決定はその効力を失います。

７ 契約保証金及び売買代金の支払方法

売買代金の支払方法については、次の２通りの方法があります。申込みの際にお申し出ください。

(1) 売買契約締結と同時に売買代金全額を納付する方法［契約時全額払］

(2) 売買契約締結と同時に契約金額の 100 分の 10 に相当する金額の契約保証金を納付し、売買代金と契約保証金との差額を契約締結日から**１か月以内**に納付する方法［契約保証金払］

【注】契約保証金は、納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合には、市に帰属することになります。
【注】契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。
【注】売買代金の分割納付はできません。
【注】納付期限は、契約締結日の翌日から起算します。

８ 所有権の移転等

売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿（あるがままのすがた）で物件引渡しがあったものとします。物件調書等の資料と現況が相違する場合、現況優先とします。

所有権移転登記の手続きは、売買代金完納後、本市が行います。所有権移転登記が完了次第、買受人に登記識別情報通知をお渡しします。

なお、売買契約書（市保管のもの１部）に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

【注】金融機関からの借入金担保のために、所有権移転登記時に連件で抵当権設定登記の同時申請をされる場合は、事前にご相談ください。
【注】共有名義で売買契約を締結した物件については、当該共有名義で所有権移転登記を行います。
【注】買受人は、購入物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
【注】物件の取得に伴い、不動産取得税（県税）が課税されますので、ご留意ください。

９ その他の注意事項

(1) 物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、必ずご自身において、事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

(2) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて買受人において行っていただきます。

(3) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて買受人において行っていただきます。

(4) この案内書に定めのない事項については、本市契約規則その他関係法令の定めるところによります。

(5) 予告なく売却中止又は内容変更をする場合があります。

物件番号１－４	物　件　調　書					
所在地（地番）	横須賀市西逸見町二丁目 17 番４					売却価格
住居表示	未実施					658,000 円
地積	219.84 ㎡	地目	宅地	形状	明細図のとおり	
接面道路の幅員及び構造	西側で現況幅員約 0.7m～0.9mの舗装市道に接面している。（市道は階段が設置されており、敷地の入口以外は宅盤より高い。）					
法令等に基づく制限	都市計画法 建築基準法	市街化区域				
		用途地域	第１種中高層住居専用地域			
		指定建ぺい率	６０％	指定容積率	２００％	
		その他規制	準防火地域、第１種高度地区			
	その他	宅地造成工事規制区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、屋外広告物規制地域（第２種禁止地域）				
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容			
	道路後退の有無	有	負担の内容	道路中心線から２m後退(市道 483 号)		
供給処理施設の状況			事業所名		電話番号	
	電気	可	東京電力エナジーパートナー株式会社 神奈川カスタマーセンター		0120 -995-775	
	上水道	可	横須賀市上下水道局 技術部給排水課給排水審査係		046 -822-8625	
	下水道	可				
	都市ガス	不可				
交通機関	京浜急行線「逸見」駅西方約 450m（徒歩６分）					

参考事項

- 東側及び南側の隣接地境界には境界標が埋設されていますが、確定扱いにはなっていません。詳しくはお問い合わせください。（公簿地積は 222.75 ㎡）
- 敷地の一部が東側隣接地の通路として使用されており、踏石や石積階段があります。承諾時期、使用範囲、方法等については不明です。
- 通路下には、第三者使用の水道管、汚水管が埋設されています。埋設箇所、承諾内容、経緯等については不明です。
- 法地には、多数の立竹木が生えていますが、所有者については不明です。
- 敷地内には段差（上法、下法）があり、東側と南側の一部はカラー鉄板と単管パイプによる土留、その他は石積みと自然法となっています。
- 接面する市道 483 号は幅員４m未満のため、建物建築の際は道路中心線から２m後退が必要です。
- 通路、法地、後退部分を除いた有効宅地部分は、敷地の約半分です。

参考事項	・　本件土地に至る市道には階段（134 段）が設置されているため、車両の進入は出来ません。 ・　切土、掘削又は盛土、擁壁、工作物等を新設する場合には、事前に横須賀土木事務所へご相談下さい。神奈川県知事の許可が必要な場合があります。 ・　敷地内には、平成 16 年に解体した建物のコンクリート叩き等が存置されています。ただし、存在した建物及び取壊しに関する資料がないため、存置物の詳細は不明です。 ・　敷地南西側には、敷地外の電柱のための支線１条が設置されています。 ・　敷地入口付近から北側及び東側隣接地へ至る架空線があります。 ・　敷地入口付近に防犯灯が設置されています。 ・　越境物及び敷地内に存する第三者の所有物に関する調整・交渉等については、買受人において行ってください。 ・　各インフラの接続に関することは、買受人において管理者と協議を行ってください。なお、調査、掘削を行った結果、予期せぬ費用が発生した場合であっても、本市は一切の費用負担をしません。 ・　本件土地の土壌汚染、地下埋設物及び地盤の調査は行っていません。各調査を実施する必要がある場合は、買受人の費用負担で行ってください。また、これらに関して本件土地の引渡し後に不測の損害が生じた場合でも、本市は一切の責任を負いません。 （追加記載） ・　敷地北側下法部分（自然法）が令和３年 12 月に崩落したため、令和４年５月にモルタル吹付法枠工法（鉄筋挿入工）により安全対策工事を行いました。 　なお、当該工事は、北側隣接土地及び市道 483 号区域の一部を含めた形で施工しています。

※物件調書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。

YOKOSUKA CITY
SINCE 1907
横須賀が好き！

物件番号 1－4

案　内　図

明　細　図

所在：横須賀市西逸見町二丁目

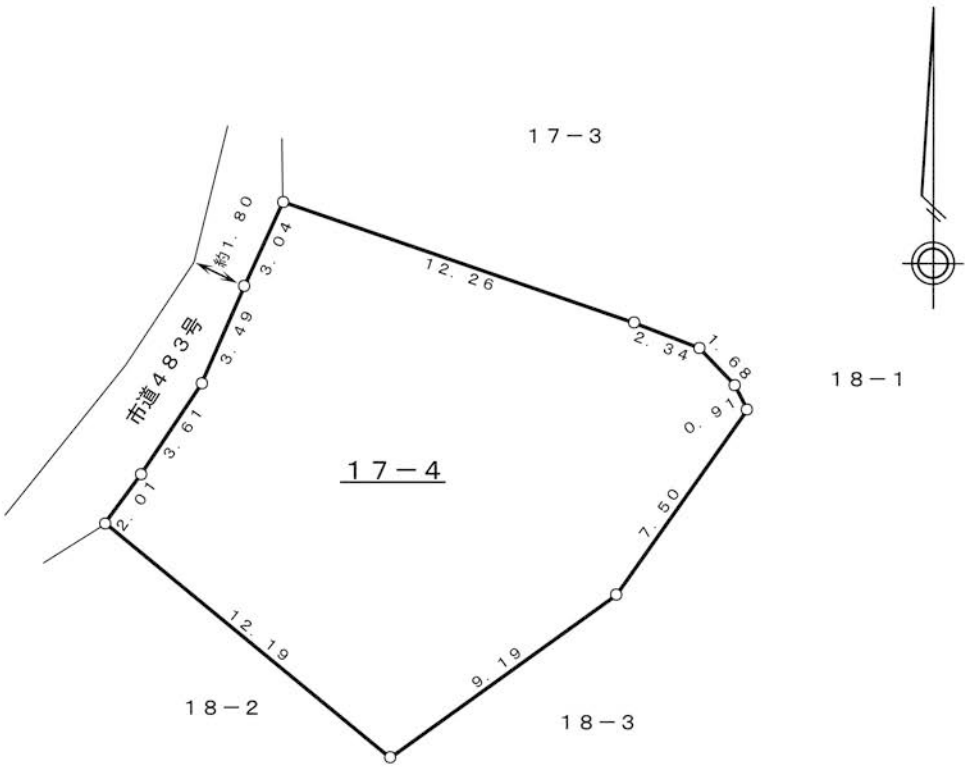

(注)本図記載の幅員は、道路境界の幅員であり、現況の幅員とは異なります。

単位:メートル

収入
印紙

（物件番号１－４契約時全額払用）

土地売買契約書（案）

売払人横須賀市（以下「甲」という。）と買受人○○○○（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第２条　甲は、その所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

所　在	地　番	地　目	実測地積（㎡）	公簿地積（㎡）
横須賀市西逸見町二丁目	17 番４	宅地	219.84	222.75

（売買代金及び支払方法）

第３条　売買代金は、金 658,000 円とし、乙は本契約締結と同時に甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

（所有権の移転時期）

第４条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（登記嘱託等）

第５条　甲は、前条の定めにより売買物件の所有権が移転した後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとする。

２　乙は、売買代金納付後、速やかに登録免許税相当額の収入印紙又は現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第６条　甲は、第４条の定めにより売買物件の所有権が乙に移転した時をもって、現状有姿のまま売買物件を乙に引き渡したものとする。

（物件調書記載内容の了知）

第７条　乙は、売買物件について、物件調書（「先着順による市有地売却のご案内」に掲載）の記載内容を充分理解し、当該内容について了知した。

（契約不適合責任）

第８条　甲は、売買物件を現状有姿で売買するものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことが判明した場合であっても、甲に対し、追完（補修）請求、売買代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第２条第１項に規定する消費者である場合、第６条に定める引渡しの日から２年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は、売買

代金の額を限度とする。

（公序良俗に反する使用の禁止）

第９条　乙は、所有権移転の日から５年間、売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはならない。

（実地調査等）

第 10 条　甲は、所有権移転の日から５年間、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、売買物件の利用状況等を確認するため実地を調査し、又は乙に対して売買物件の利用状況等を証する資料の提出若しくは報告を求めることができる。

２　乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況等の事実を証する証明書その他資料を添えて、売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

３　乙は、正当な理由なく、第１項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は、前項に定める報告を怠ってはならない。

（義務の承継）

第 11 条　乙は、売買物件を第三者に譲渡する場合又は売買物件に使用収益権を設定する場合、前２条に定める義務を当該第三者に書面により承継させなければならない。なお、当該第三者の義務違反に対する債務は、乙が負うものとする。

（違約金）

第 12 条　乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないと甲が認めるときはこの限りでない。

(1) 第９条又は第 11 条に定める義務に違反したとき　金 197,400 円〈売買代金の３割〉

(2) 第 10 条に定める義務に違反したとき　金 65,800 円〈売買代金の１割〉

２　前項の違約金は、第 16 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第 13 条　甲は、次の各号の場合において、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第６号）第２条第２号から第５号までのいずれかに該当する者であったとき。

２　甲は、前項の定めにより本契約を解除した場合、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。

３　乙は、甲が第１項の定めにより本契約を解除したことで甲に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。

（返還金等）

第 14 条　甲は、前条第１項の定めにより本契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　前項に規定する場合においては、甲は、乙の負担した契約の費用は返還しない。

３　第１項に規定する場合においては、甲は、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（売買物件の返還）

第 15 条　乙は、甲が第 13 条第１項の定めにより本契約を解除したときは、甲の指定する期日までに甲が指示する状態で売買物件を返還しなければならない。

２　売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。

３　乙は、売買物件の返還時、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価による減損額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

４　乙は、第１項の定めにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第 16 条　乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（返還金の相殺）

第 17 条　甲は、第 14 条第１項の定めにより売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

（相隣関係等への配慮）

第 18 条　乙は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意しなければならない。

（公租公課）

第 19 条　この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、全て乙の負担とする。

（契約の費用）

第 20 条　本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第 21 条　本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、これを定める。

（管轄裁判所）

第 22 条　本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所横須賀支部を第一審の裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　横須賀市小川町 11 番地
横須賀市
代表者　横須賀市長　上　地　克　明　　印

乙　　〈買受人　住所氏名〉　　印

収入
印紙

（物件番号１－４契約保証金払用）

土地売買契約書（案）

売払人横須賀市（以下「甲」という。）と買受人○○○○（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第２条　甲は、その所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

所　在	地　番	地　目	実測地積（㎡）	公簿地積（㎡）
横須賀市西逸見町二丁目	17 番４	宅　地	219.84	222.75

（売買代金）

第３条　売買代金は、金 658,000 円とする。

（契約保証金）

第４条　乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金 65,800 円〈売却価格の 10/100〉を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

２　前項の契約保証金は、第 19 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

３　甲は、乙が第５条に定める義務を履行したときは、第１項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。ただし、この契約保証金は、その受入れ期間について利息を付さない。

４　乙が第５条に定める義務を履行しないときは、第１項に定める契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付）

第５条　乙は、売買代金のうち前条第１項に定める契約保証金を除いた金 592,200 円〈売却価格 658,000 円 － 契約保証金額 65,800 円〉を、甲の発行する納入通知書により本契約締結日から１箇月以内に納付しなければならない。

（所有権の移転時期）

第６条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（登記嘱託等）

第７条　甲は、前条の定めにより売買物件の所有権が移転した後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとする。

２　乙は、売買代金納付後、速やかに登録免許税相当額の収入印紙又は現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第８条　甲は、第６条の定めにより売買物件の所有権が乙に移転した時をもって、現状有姿のまま売買物件を乙に引き渡したものとする。

（危険負担）

第９条　乙は、売買物件が本契約締結後、引渡しまでの間に甲の責めに帰することができない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（物件調書記載内容の了知）

第 10 条　乙は、売買物件について、物件調書（「先着順による市有地売却のご案内」　頁から　頁まで）の記載内容を充分理解し、当該内容について了知した。

（契約不適合責任）

第 11 条　乙は、売買物件を現状有姿で売買するものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことが判明した場合であっても、甲に対し、追完（補修）請求、売買代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第２条第１項に規定する消費者である場合、第８条に定める引渡しの日から２年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。

（公序良俗に反する使用の禁止）

第 12 条　乙は、所有権移転の日から５年間、売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはならない。

（実地調査等）

第 13 条　甲は、所有権移転の日から５年間、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、売買物件の利用状況等を確認するため実地を調査し、又は乙に対して売買物件の利用状況等を証する資料の提出若しくは報告を求めることができる。

２　乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況等の事実を証する証明書その他資料を添えて、売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

３　乙は、正当な理由なく、第１項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は、前項に定める報告を怠ってはならない。

（義務の承継）

第 14 条　乙は、売買物件を第三者に譲渡する場合又は売買物件に使用収益権を設定する場合、前２条に定める義務を当該第三者に書面により承継させなければならない。なお、当該第三者の義務違反に対する債務は、乙が負うものとする。

（違約金）

第 15 条　乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を

違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないと甲が認めるときはこの限りでない。

(1) 第12条又は第14条に定める義務に違反したとき　金197,400円〈売買代金の３割〉

(2) 第13条に定める義務に違反したとき　金65,800円〈売買代金の１割〉

２　前項の違約金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第16条　甲は、次の各号の場合において、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第６号）第２条第２号から第５号までのいずれかに該当する者であったとき。

２　甲は、前項の定めにより本契約を解除した場合、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。

３　乙は、甲が第１項の定めにより本契約を解除したことで甲に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。

（返還金等）

第17条　甲は、前条第１項の定めにより本契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　前項に規定する場合においては、甲は、乙の負担した契約の費用は返還しない。

３　第１項に規定する場合においては、甲は、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（売買物件の返還）

第18条　乙は、甲が第16条第１項の定めにより本契約を解除したときは、甲の指定する期日までに甲が指示する状態で売買物件を返還しなければならない。

２　売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。

３　乙は、売買物件の返還時、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価による減損額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

４　乙は、第１項の定めにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第19条　乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（返還金の相殺）

第20条　甲は、第17条第１項の定めにより売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金

の全部又は一部と相殺する。

（相隣関係等への配慮）

第 21 条　乙は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意しなければならない。

（公租公課）

第 22 条　この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、全て乙の負担とする。

（契約の費用）

第 23 条　本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第 24 条　本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、これを定める。

（管轄裁判所）

第 25 条　本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所横須賀支部を第一審の裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　横須賀市小川町 11 番地
横須賀市
代表者　横須賀市長　上　地　克　明　　印

乙　　〈買受人　住所氏名〉　　印

物件番号 1-4

第13号様式

普 通 財 産 譲 渡~~（ 交 換 ）~~ 申 請 書

令和　　年　　月　　日

（あて先）　横 須 賀 市 長

住所

申請者　氏名

電話

申　請　区　分		売　払　　交　換　　無償譲渡
普通財産	所　在	（物件番号1-4） 横須賀市西逸見町二丁目17番４
	地　目 （構造・種類）	宅地
	地　積 （面積・数量）	（実測）219.84㎡ （公簿）222.75㎡
申請者所有物件（交換）	所　在	
	地　目 （構造・種類）	
	地　積 （面積・数量）	
売払・交換・無償譲渡の理由		
売 払 ~~等 希 望~~ 価 格		658,000円（入札時最低売却価格）
交　換　条　件		
添　付　書　類		個人の場合　誓約書・印鑑登録証明書・住民票　各１通 法人の場合　誓約書・印鑑証明書・登記事項証明書（現在事項証明書）・役員名簿　各１通

（事務処理欄）

次のいずれかをまるで囲ってください。

【売買代金の支払方式】

契約時全額払　・　契約保証金払

【共有者の有無】※所有権の共有を希望する場合は、共有者名簿を添付。

有　・　無

誓 約 書

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

事実が相違することが判明した場合には、当該事実に関して横須賀市が行う一切の措置について異議の申立てをいたしません。

また、横須賀市が警察等関係機関に対して照会することを了承します。

① 地方自治法施行令第 167 条の４第１項第１号（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）又は第２号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当する者

② 横須賀市暴力団員排除条例（平成 24 年横須賀市条例第６号）第２条第２号から第５号までのいずれかに該当する者

令和　　年　　月　　日

（あて先）横須賀市長

住　　所 （所　在　地）	（〒　　－　　）
（フリガナ） 氏　　名 （名　称　等）	登録印
生年月日 （個人の場合）	Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日
電話番号	－　　－

共 有 者 名 簿

住　　所 （所　在　地）	（〒　　－　　）
（フリガナ） 氏　　名 （名　称　等）	（電話　　―　　―　　）
住　　所 （所　在　地）	（〒　　－　　）
（フリガナ） 氏　　名 （名　称　等）	（電話　　―　　―　　）
住　　所 （所　在　地）	（〒　　－　　）
（フリガナ） 氏　　名 （名　称　等）	（電話　　―　　―　　）
住　　所 （所　在　地）	（〒　　－　　）
（フリガナ） 氏　　名 （名　称　等）	（電話　　―　　―　　）

※ 所有権の共有を希望する場合に提出してください。
※ 代表者を除く共有予定者全員について記載し、必要書類を添付してください。
※ 記載欄が足りない場合は、本書をコピーしてください。

【 法人による申込の場合に提出 】

役　員　名　簿

令和　　年　　月　　日

横 須 賀 市 長（あて）

所 在 地	
名 称 等 及び 代表者名	登録印

※ 法人の登録印を押印してください。

役職名	フ リ ガ ナ 氏　　名	生　年　月　日	性別	住　　所
		T S　　年　月　日 H	男 女	
		T S　　年　月　日 H	男 女	
		T S　　年　月　日 H	男 女	
		T S　　年　月　日 H	男 女	
		T S　　年　月　日 H	男 女	
		T S　　年　月　日 H	男 女	
		T S　　年　月　日 H	男 女	

※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について記入してください。

※ 氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

国際海の手文化都市
YOKOSUKA

お問合せはこちらまでお願いします

横須賀市財務部財務管理課

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話　046（822）9593（直通）
　　046-822-4000 内線 1749